境港市地域福祉計画

第2期(平成 24 ~ 29 年度)

~ 助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち ~

平成 24 年7月

鳥取県境港市

ごあいさつ

境港市では、地域の中でだれもが人を思いやり、互いに支え合って、安心した生活をおくることができるように、平成16年度から平成22年度までの7年間を期間とする「境港市地域福祉計画」のもと、市民の皆様、福祉サービスの提供者、ボランティア、行政等が協力し合い、地域福祉への理解を深め、住みよい福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

近年、社会情勢、経済情勢は不安定で、少子化・高齢化にも拍車がかかり、 地域社会の生活基盤が揺らいできているようにも見受けられます。地域の中 での人と人とのふれあいや思いやりが薄れていく今こそ、地域における相互 扶助機能の再構築が必要であります。

また、平成 23 年豪雪や、東日本大震災、全国各地で発生する災害を経験して、地域の絆や助け合いの大切さを再認識するとともに、災害時における要援護者の支援体制整備も急務となっております。

このたび、これまでの第1期「地域福祉計画」での取り組みを踏まえ、地域福祉のさらなる推進と新たに災害時の避難支援体制の整備に向けて、第2期地域福祉計画を策定しました。

境港市では、「自分たちの住むまちは、自分たちで考え、自分たちで創り上げていく」という住民自治の原点に立ち返り、市民の皆様と行政とが一緒になってまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」をすすめています。

これまでは言わば「受け手」だった生活者の方々も地域活動やボランティアなどの担い手として可能な範囲で地域に関わり、協働して地域福祉を推進していくことによって、障がいのある人はもちろん、子どもからお年寄りまですべての人がいつまでも安心して暮らせる、住みよい地域社会の実現を目指してまいりたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました多くの市民の皆様、関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、今後もより一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 24 年 7 月

境港市長 中村勝治

目 次

第1章	計画の策定にあたって
2 3	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	地域福祉を取り巻く現状
2 3 4	 人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【医療・保健事業】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	計画の基本的な考え方
2	. 地域福祉の将来像・・・・・・・・・・・・・・30 . 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・30 . 基本目標・・・・・・・・・・・・・・31
第4章	地域福祉計画
1.	. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・34
1	本目標1】 地域での「つながり」を大切にするまちづくり・・・35 「顔の見える地域づくり」の推進 「地域福祉活動」の推進

【基本目標2】 地域福祉をつくる人づくり・・・・・・・・・37 ①「福祉意識」の向上 ②福祉を担う人材の育成と発掘
【基本目標3】 安心してサービスを利用できる仕組みづくり・・・ 39 ①「情報提供」の充実 ②「総合的な相談体制」の充実 ③「各種サービス」の充実
【基本目標4】 すべての人が健康で安心・安全に暮らせる 環境づくり・・・・・・・・・・・・・・42 ①「健康づくり」の推進 ②「安心・安全なまちづくり」の推進
【参考】境港市災害時要援護者避難支援プラン全体計画 (要約) 45 第5章 計画を推進していくために
 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・50 地域福祉活動計画との連携・協働・・・・・・・・・50

第1章 <u>計画の策定にあたって</u>

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

私たちが暮らしている地域では、少子高齢化や核家族化が進行し、 価値観や生活様式が多様化する中、住民同士のつながりが希薄にな るなど、地域生活を取り巻く状況が大きく変化しています。

社会情勢が大きく変化する中で、高齢者を介護をする人の負担や障がいのある人の将来の不安など地域には様々な課題が存在します。

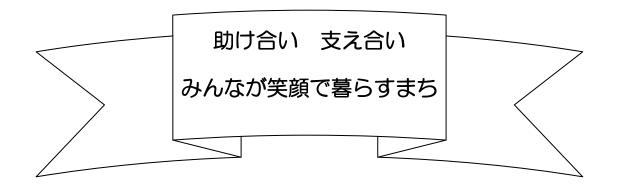
私たちを取り巻くこれらの課題は、まずは個人や家族で解決し、 (自助)、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し(共助・互助)、地域で解決できない問題は行政が解決する(公助)仕組みを地域で作り上げていくことが必要とされています。

日常の生活の中で、手助けを必要とする人に、きめ細かい支援をしていくためには、行政などの公的機関や、地域住民、地域福祉団体、ボランティア、事業所などがそれぞれの特性を活かし、地域でともに暮らす人たちがお互いに"助け合い"、"支え合い"、協力するこの「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に、よりよい仕組みを作り上げていくことが必要であり、この仕組みこそが「地域福祉」といえます。

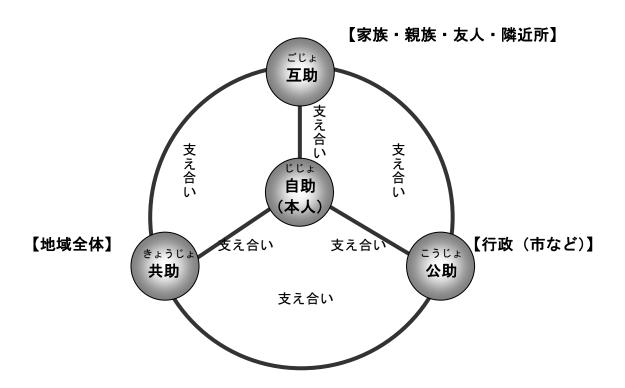
境港市では、境港市総合計画(現在の「境港市まちづくり総合プラン」)のもとに、地域福祉に関する事項を具体化する「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「障害福祉計画」といった福祉等関連計画を策定し、その目標達成に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、地域生活を取り巻く状況の変化とともに、従来の個別計画での対応だけでは十分ではなく、各分野を総合した福祉のありかたが必要となったため、生活課題全般を対象とした支え合いの仕組みづくりを構築するために、平成16年度に第1期「境港市地域福祉計画」を策定しました。

このたび、地域福祉を取り巻く現状を踏まえながら、「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に引き続き"助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち"を目指し、第2期「境港市地域福祉計画」を策定しました。



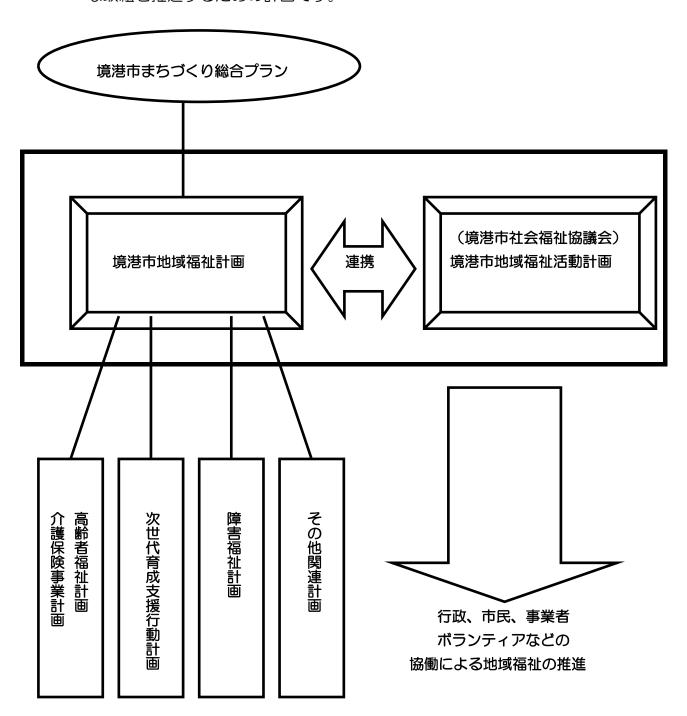
【地域福祉の仕組み】



2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるとともに、「境港市まちづくり総合プラン」(第8次境港市総合計画)を上位計画として、この中の福祉の充実に向けた施策について具現化を図るための指針となるものです。

また、個別計画である高齢者福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害福祉計画との中間に位置し、地域福祉を推進する上での共通理念を定めるとともに、「地域」の視点に立った総合的な取組を推進するための計画です。



《社会福祉法(抄)》

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に 定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しよ うとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する 者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措 置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とします。なお、社会状況などの変化に対応するため必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画策定の取り組み

第2期境港市地域福祉計画の策定に際しては、市と境港市社会福祉協議会が連携して、地区福祉座談会を開催しました。

地区福祉座談会においては、地域福祉計画の概要や、市の施策、 社会福祉協議会の活動等の説明を行った上で地域福祉計画に関する 意見を求め、地区福祉座談会参加者に対してアンケート調査を行い ました。また、市内で社会福祉を目的とする事業を経営する方、民 生児童委員、関係団体などから意見を聞かせていただき、「地域福祉 計画」策定の参考としました。

〇福祉座談会

平成23年 9月30日	中浜地区福祉座談会
平成23年10月12日	外江地区福祉座談会
平成23年10月20日	余子地区福祉座談会
平成23年10月24日	渡地区福祉座談会
平成23年11月 7日	上道地区福祉座談会
平成23年11月 9日	境地区福祉座談会
平成23年11月11日	誠道地区福祉座談会

Oパブリックコメント

実施期間 平成24年5月23日~6月22日

実施場所 各公民館

(しおさい会館、なぎさ会館、しらぎく会館を含む) 市役所(福祉課、子育て健康推進課) 老人福祉センター(浜の里) 地域子育て支援センター(きらきら、ひまわり) 市ホームページ

第2章 <u>地域福祉を取り巻く現状</u>

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況

(1)人口・世帯数の推移

○人口の推移(該当年の10月1日現在)

年次	世帯数	λΠ (λ)	人口 (人)				
1 90	7 %		男(人)	女 (人)	人数		
昭和 35 年	7,683	32,714	15,537	17,177	4.3		
昭和 40 年	8,445	32,846	15,768	17,078	3.9		
昭和 45 年	9,440	34,145	16,342	17,803	3.6		
昭和 50 年	10,149	35,819	17,121	18,698	3.5		
昭和 55 年	10,753	37,278	17,889	19,389	3.5		
昭和 60 年	10,978	37,351	17,873	19,478	3.4		
平成 2年	11,308	37,282	17,880	19,402	3.3		
平成 7年	11,995	37,365	18,034	19,331	3.1		
平成 12 年	12,505	36,843	17,756	19,087	2.9		
平成 17年	12,798	36,459	17,535	18,924	2.8		
平成 22 年	12,870	35,259	16,906	18,353	2.7		

(資料:国勢調査)

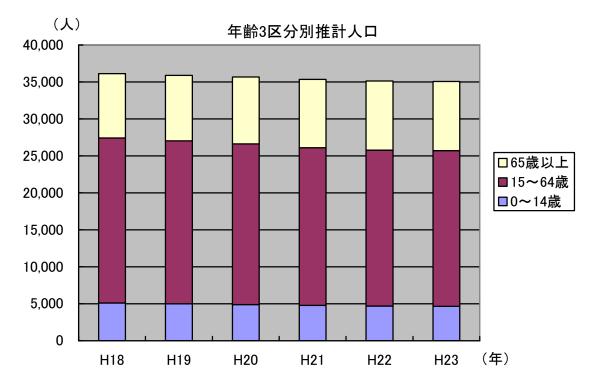
(2)年齢区分別人口の推移

〇年齢 3 区分別推計人口

	年齢 3	区分別人口(人)	年齢3区分別人口割合(%)				
	〇歳~14歳	15 歳~64 歳	65 歳以上	〇歳~14歳	15 歳~64 歳	65 歳以上		
平成 18 年	5,118	22,313	8,686	14.2	61.8	24.0		
平成 19 年	5,008	22,026	8,853	14.0	61.4	24.7		
平成 20 年	4,887	21,732	9,052	13.7	60.9	25.4		
平成 21 年	4,782	21,330	9,237	13.5	60.3	26.1		
平成 22 年	4,722	21,165	9,297	12.4	60.2	26.4		
平成 23 年	4,650	21,068	9,349	13.3	60.1	26.7		

※平成 22 年度国勢調査人口を基に、外国人を含んだ人口動態(出生・死亡・転入・転出)により推計した人口。(10 月 1 日現在)

(資料:鳥取県統計課)



(3)人口の自然動態(該当年1月1日~12月31日)

〇人口動態(自然増減)

(単位:人、‰)

	身	₹ \$	数	Ż	対 1,000 人比			
	自然増減	出生	死亡	自然 増減率	出生率	死亡率		
平成 18 年	-121	274	395	-3.4	7.6	10.9		
平成 19 年	-106	286	392	-3.0	8.0	10.9		
平成 20 年	-106	260	366	-3.0	7.3	10.3		
平成 21 年	-136	267	403	-3.8	7.6	11.4		
平成 22 年	-129	283	412	-3.7	8.1	11.7		
平成 23 年	-135	276	411	-3.8	7.9	11.7		

(資料:鳥取県統計課)

(4) 人口の社会動態(該当年1月1日~12月31日)

〇人口動態(転入転出)

(単位:人、‰)

	転出入超過	転入	転出	対 1,000 人比 転出入超過率
平成 18 年	-209	1,474	1,683	-5.7
平成 19 年	-103	1,477	1,580	-2.9
平成 20 年	-106	1,397	1,503	-3.0
平成 21 年	-263	1,333	1,596	-7.4
平成 22 年	-62	1,365	1,427	-1.8
平成 23 年	16	1,324	1,308	0.5

(資料:鳥取県統計課)

2. 高齢者の状況

(1) 高齢者の年齢区分割合の推移(該当年度3月31日現在)

〇介護保険第1号被保険者数

(出)	٠.		1)
(単	<u>\\ \</u>	•	人)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
65 歳以上 75 歳未満		4,494	4,460	4,460	4,540	4,545	4,476	4,531
75 歳以上		4,205	4,410	4,571	4,682	4,834	4,960	5,059
合	計	8,699	8,870	9,031	9,222	9,379	9,436	9,590

(資料:鳥取県統計課)

(2) 高齢者のいる世帯の状況と高齢化率(該当年度高齢者実態調査基準日)

	65 歳以上人口(人)	高齢化率(%)	65歳以上の 独居(人)	全員が80歳以上の世帯数(独居除く)
平成 17 年度	8,549	22.67	1,020	65
平成 18 年度	8,690	23.26	1,075	79
平成 19 年度	8,820	23.99	1,108	110
平成 20 年度	8,975	24.58	1,149	113
平成 21 年度	9,213	25.09	1,203	126
平成 22 年度	9,366	25.69	1,213	122
平成 23 年度	9,420	25.91	1,274	142

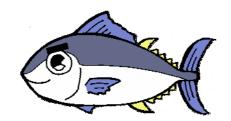
(資料:長寿社会課 高齢者実態調査)

(3) 要介護認定者の状況(平成24年3月31日現在)

〇要介護認定者数 (単位:人)

		支要	乏援		要介護					
×	区 分	1	2	1	2	თ	4	5	計	
第	1号被保険者	167	240	352	357	233	283	265	1,897	
	65 歳以上 75 歳未満	29	33	40	39	24	26	27	218	
	75 歳以上	138	207	312	318	209	257	238	1,679	
第	2号被保険者	4	7	5	9	6	11	7	49	
ć	음 計	171	247	357	366	239	294	272	1,946	

(資料:長寿社会課)



3. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況(該当年度3月31日現在)

○身体障害者手帳所持者 等級・障がい区分別推移

(単位:人)

			等級	区分			障がい区分					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚	聴覚・ 平衡	音声言語	肢体 不自由	内部	計
平成 18 年度	475	270	245	334	87	94	99	122	19	861	404	1,505
平成 19 年度	373	297	271	371	89	86	92	125	22	852	396	1,487
平成 20 年度	374	296	273	386	95	89	92	130	22	866	403	1,513
平成 21 年度	369	296	265	398	95	91	90	127	22	869	406	1,514
平成 22 年度	381	296	269	420	94	94	91	126	23	888	426	1,554
平成 23 年度	445	297	294	477	94	106	92	138	44	922	517	1,713

(2) 知的障がいのある人の状況(該当年度3月31日現在)

○療育手帳所持者 等級別推移

(単位:人)

		Α (重度)			計			
	前年度末	新規	返 還	年度末	前年度末	新規	返 還	年度末	āl
平成 18 年度	96	0	0	96	141	1	0	142	238
平成 19 年度	96	0	0	96	142	2	0	144	240
平成 20 年度	96	0	0	96	144	4	0	148	244
平成 21 年度	96	0	0	96	148	9	0	157	253
平成 22 年度	96	1	0	97	157	12	0	169	266
平成 23 年度	97	1	0	98	169	5	1	173	271

(3) 精神障がいのある人の状況(該当年度3月31日現在)

〇精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別推移

(単位:人)

	1 級	2級	3級	≣†
平成 18 年度	33	105	21	159
平成 19 年度	39	124	23	186
平成 20 年度	41	143	21	205
平成 21 年度	39	164	24	227
平成 22 年度	38	183	25	246
平成 23 年度	36	202	24	262

〇精神障害者通院公費医療 実利用者数

(単位:人)

	自立支援医療	(内新規)	
平成 20 年度	508	87	
平成 21 年度	526	82	
平成 22 年度	620	78	
平成 23 年度	659	50	

4. 子どもの状況

(1) 出生から就学前までの子どもの状況

○合計特殊出生率(鳥取県全体)の推移

(単位:人)

	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
合計特殊出生率	1.29	1.34	1.53	1.35	1.48	1.58

(資料:鳥取県福祉保健課)

※合計特殊出生率二出産可能年齢(15~49歳)の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

○就学前児童数の推移(該当年度3月31日現在)

(単位:人)

	平成						
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
未就学児数	1,956	1,847	1,787	1,737	1,714	1,702	1,704

(資料:子育て健康推進課)

○保育施設の状況(平成24年4月1日現在)

区分	施設数	認可定員(人)	入所人員(人)	入所率(%)
公立	5	590	487	82.5
私立	6	440	456	103.6
合計	11	1,030	943	91.6

(資料:子育て健康推進課)

○幼稚園の状況(平成24年5月1日現在)

		定員数		定員充足率			
区分	分が施設数が多く		3歳児	4歳児	5歳児	計	(%)
公立	2	120	0	0	0	0	0.0
私立	2	310	60	55	88	203	65.4
合計	4	430	60	55	88	203	47.2

(資料:子育て健康推進課)

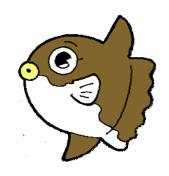
(2) 小中学校の児童の状況

〇小中学校の状況(平成24年5月1日現在)

区分	学校数(校)	学級数 (学級)	児童・生徒 数(人)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	グラウンド 面積(㎡)
小学校	7	93	1,881	24,814	5,448	77,204
中学校	3	41	1,032	14,584	3,085	48,630
合計	10	134	2,913	39,398	8,533	125,834

(資料:教育総務課)

※小学校(学級数のうち 15 学級-特別支援学級) ※中学校(学級数のうち 7 学級-特別支援学級)



5. これまでの地域福祉の取り組み状況

平成 16 年 3 月に策定した第 1 期「境港市地域福祉計画」においては"助け合い支え合い みんなが笑顔で暮らすまち"を本市の将来像として、「だれもが幸せに暮らせる福祉社会の推進」「安心して子どもを生み育てられる福祉社会の推進」「高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進」「障がいのある人が自立し社会参加ができる福祉社会の推進」を基本目標に掲げ施策を展開してまいりました。以下に、市の施策の主な取り組み状況を整理します。

第1節 だれもが幸せに暮らせる福祉社会の推進

- 1. ともに支え合う地域福祉の推進をめざして
 - (1) 相談機能の整備
 - ○認知症相談
 - ・認知症高齢者を介護している家族の悩みについて相談を受けた。 委託先: 地域包括支援センター
 - 〇介護相談員派遣事業
 - ・介護相談員が介護サービスの提供の場を訪ね、高齢者の疑問や不満、不 安を解消するとともに、事業所の介護サービスの質的な向上を図った。
 - 〇心身障害者(児)総合相談事業
 - ・心身障害者(児)の自立促進にかかる援助、またはその家族の生活上の 問題点の解消を図るため身体相談員、知的相談員を設置した。
 - ○児童発達相談センター運営事業
 - ・母子保健・保育所等の事業を通じ、発達の気になる子どもの早期発見と、 その子に対し、個々の発達段階に応じた適切な療育を行うとともに、保 護者の支援および助言を行った。
 - ○障がい者相談支援事業
 - ・障害者自立支援法における相談支援事業(鳥取県西部圏域9市町村共同 実施)

委託先: 社会福祉法人あしーど ほか

- ○家庭児童相談室運営事業
 - ・児童養育上における悩み事に対応し、児童福祉の向上を図るための相談 業務を行った。 家庭相談員 1人
- ○婦人相談員配置事業
 - ・生活や家庭内の問題、DV(配偶者からの暴力)など女性のさまざまな相談に応じ、必要な助言、指導を行った。

婦人相談員(家庭相談員を兼務) 1人

(2)情報提供の充実

- ・高齢者や障がいのある方に係る福祉事業などのパンフレットなどをでき るだけ分かりやすいものとするように努めた。
- (3) 居宅介護支援(ケアマネジメント) 体制の整備
 - ○基幹型在宅介護支援センター運営事業
 - ・市内の在宅介護支援センターの統括、介護予防サービス等の総合調整、 保健、医療、福祉の連携をすすめ、地域の要援護高齢者や要介護となる おそれのある高齢者とその家族等の福祉の向上を図った。
- (4) 在宅介護サービスの充実
 - 〇小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
 - ・小児慢性特定疾患児の生活の質的向上を図るため、特殊寝台等の日常 生活用具を給付した。
 - 〇難病患者等居宅支援事業
 - ・日常生活を営むのに支障があり、介護・家事等便宜を必要とする難病 患者等(介護保険適用者を除く)を支援した。
 - ・ホームヘルプサービス事業 患者の家族等に対してホームヘルパーを派遣して入浴などの介護、家事 等の日常生活を営むのに必要な便宜を図った。
 - ・日常生活用具給付事業 一定条件のもと、特殊寝台等の日常生活用具を給付した。
 - ・短期入所(ショートステイ)事業 難病患者等を一時的に病院で保護することによって介護者の負担などの 軽減を図った。
 - ○身体障がい者等在宅生活支援事業補助金
 - ・障がいのある人の生活向上と在宅生活を支援した。
 - ・排たん補助装置助成事業
 - ·難聴児補聴器購入費助成事業
 - ·入院時付添依頼助成事業
 - 〇社会福祉法人利用者負担減免助成事業
 - ・低所得で特に生計が困難な人について、介護保険の利用者負担の減免 を行った社会福祉法人に対し、減免額の一部を助成した。
- (5) 民間福祉団体の育成・振興
 - ・民間障がい者福祉施設整備事業補助金
 - · 境港市連合母子会運営補助金
- (6) 社会福祉協議会の役割強化
 - ・社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な役割を担い、民生委員や自治会、市と連携し地域福祉の推進に取り組んだ。

(7) 福祉学習の推進

- ○ボランティア教育実践事業
 - ・社会福祉施設(光洋の里、幸朋苑)においてのボランティアを通じて 中、高生の社会福祉活動への参加意欲を高めた。
- ○精神・発達障がいを支える地域づくり事業
 - ・精神、発達障がいに対する理解を深め、当事者・家族にとって安心して 過ごせる地域となるため、研修会・ボランティア講座を行った。
- (8) 地域交流の推進
 - ○福祉の店設置運営事業
 - ・市街地の空き店舗を活用して、障がいのある人の作品の常設販売や障がいのある人の交流スペースを設置し、障がいのある人の社会参加、 障がいに対する市民の理解の促進を図った。
 - ○観光地美化対策事業
 - ・観光客対応(おもてなし)やトイレ管理を福祉団体に委託し、障がいのある人の就労、社会参画、水木しげるロードの観光地としての魅力度向上を図った。
- 2. 安心して利用できる福祉サービスの基盤整備をめざして
 - (1) 利用者の保護
 - ・成年後見サポートセンター運営推進事業 高齢者や障がいのある人権利擁護に関する総合相談窓口開設に努めた。
 - (2) サービスに係わる苦情解決体制の整備
 - ・障害者自立支援法に基づき相談支援事業を行い、福祉サービスに関する相談に応じたり、権利擁護のために必要な援助を行った。
 - (3) 公平な費用負担
 - ・障害者自立支援法の制定により、支援の必要度合いに応じてサービスが 公平に利用できるよう、手続きや基準の透明化、明確化を図った。
- 3. だれもが暮らしやすい福祉環境の整備をめざして
 - (1) 住民参加型在宅福祉サービス団体の育成・強化
 - ○高齢者ふれあいの家事業
 - ・家に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態とならないよう、近くの集会 所で機能訓練や趣味などの生きがい活動を行う場を提供した。

委託先:各地区社会福祉協議会

- (2) ユニバーサルデザインによるまちづくり
 - 〇はまるーぷバスにおいては、低床・ノンステップ、車椅子対応の車両を 導入した。また「オストメイト対応」トイレの整備を行うとともに、国 道や県道の歩道実態調査を行い改善点の把握に努めるなどユニバーサル デザインによるまちづくりに取り組んだ。

- (3) だれもが暮らしやすい住環境の整備
 - ○重度心身障がい者住宅改良助成事業
 - ・身体障害者手帳 1~2 級、3 級の一部・療育手帳 A の所持者に住宅 改良工事費の2/3を助成した。
 - ○高齢者住宅改良支援事業
 - ・高齢者住宅改良費助成事業 在宅で介護を必要とする高齢者のための住宅改良費の一部を市民税非 課税世帯の者に対し助成し在宅生活を支援した。
 - ・住宅改修支援事業 介護支援専門員が行う「住宅改修理由書作成業務」に対し支援した。
- (4)ひとり暮し高齢者への見守り体制の充実
 - ○高齢者緊急通報システム事業
 - ・65歳以上の独居高齢者で、病弱などの理由でひとり暮らしの生活に不安のある者の自宅に緊急通報システムを設置する。システムの設置、保守、機器の維持管理を行った。
 - ○安否確認ヘルパー派遣事業
 - ・70 歳以上のひとり暮し高齢者の安否確認を行った。 委託先:境港市社会福祉協議会

第2節 安心して子どもを生み育てられる福祉社会の推進

- (1) 地域が一体となった子育て環境の整備
 - 〇子育て支援拠点施設運営事業
 - ・育児不安や孤立感の解消、また、子育て家庭および親子間の交流促進、 子育てサークルの育成等を図るため、市内 2 箇所の地域子育て支援センター「きらきら」「ひまわり」で子育て支援を行った。
 - ○保育所地域活動事業
 - ・地域で活動する団体から講師を招き、保育園児等が合唱やトランポロビクスなどの指導を受けるとともに、その成果を地域のイベントや福祉施設との交流会等で披露することで保育所・幼稚園と地域との親睦を図った。
 - 〇児童虐待防止啓発事業
 - ・児童虐待防止推進月間(11月)にあわせて、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを配布し、啓発のためのパレードや学習会を実施した。
 - ○食育推進事業
 - ・保育所等で給食に提供される農水産物等の学習や生産者との交流、園 庭の畑で栽培や収穫の体験を行うことで、食に対する理解を高めた。
 - ○境港・ハッピー赤ちゃん登校日

- ・赤ちゃん親子が小学校に出向き、子どもたちとふれあい、児童は自己肯定感、役立感を育み、親子は命の大切さや親子関係づくりを考えるきっかけとした。
- ○子育てサークル活動補助金
 - ・子育てサークルに活動費の助成を行い安定した運営を支援した。
- (2) 保育サービスの充実
 - ○障がい児保育事業
 - ・障がいの程度に応じて保育士を配置し、保育所で障がい児を保育した。
 - 〇延長保育事業
 - ・多様な保育のニーズ(需要)に応えるため、保育時間を延長した。
 - 〇未満児保育事業
 - ・3歳未満児の受け入れを行い、待機児童の解消を図った。
 - 〇一時預かり事業
 - ・育児疲れの解消、急病や断続的勤務による一時的な保育に対応するため に、入所児童の状況に応じて受入を行った。
 - ○休日保育事業
 - ・勤務形態の多様化により、日曜祝日等に仕事をする保護者が増加しているため、休日に保育所等で保育を実施した。

事業実施保育所:地域子育て支援センター「ひまわり」

- ○病児・病後児保育事業
 - ・病気や病気回復期の病児・病後児のために保育を実施した。 事業実施施設:済生会こどもケアルーム
- (3) 母子保健事業の充実
 - 〇母子保健事業
 - ・3 歳児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、6 か月児健康診査、乳児健康相談、幼児健康相談、妊産婦健康相談、両親学級、離乳食栄養指導、1 歳 6 ヶ月児事後健診、5歳児発達相談、すくすく教室、妊婦・乳児一般健康診査、両親学級、母子健康手帳交付事業。
 - ○ブックスタート事業
 - ・6か月健診(ブックスタート)と1歳6ヶ月児健診(ブックスタート プラス)において絵本のセットを贈り、図書館司書や読み聞かせサー クルの方が、母親に効果や必要性を説明し、本を通した親子のふれあ いによる子育て支援を図った。
 - ○妊娠期からの読み聞かせ事業
 - ・母子手帳交付時にパンフレットと共に絵本を贈り、妊娠期からの読み聞かせを啓発した。
 - ○産後ヘルパー派遣事業
 - ・出産後間もない核家族家庭等にヘルパーを派遣して身の回りの世話を行

い、産婦の負担軽減を図った。

委託先:境港市社会福祉協議会

- 〇こんにちは赤ちゃん訪問事業
 - ・生後4ヶ月までの全ての母子を対象とし、助産師が家庭訪問し、母子の 状況、家庭環境などの観察、子育て相談、情報提供などを行った。
- ○児童発達相談センターペアレントトレーニング事業
 - ・児童発達相談センター「陽なた」の通園児の保護者を対象に、子どもと の関わり方などのトレーニングを行った。
- ○乳児、幼児健康相談事業
 - ・乳幼児の身体計測や健康相談、栄養相談、歯科相談を実施した。
- 〇子どもの成長発達を考える講演会開催事業
 - ・子どもに関わる医療、保健、教育、福祉等の専門職員を対象に講演会を 開催し、スキルアップを図った。
- (4) 育児不安の軽減や相談体制の充実
 - 〇ファミリー・サポート・センター事業
 - ・地域において子どもの預かり等の援助を行いたいものと受けたいものからなる会員の相互援助活動の調整や、相互援助に必要な知識を学ぶ研修・講習会を実施した。
 - ○家族のふれあい促進事業
 - 保育所等でメディアとの上手なつきあい方や親子・家族のコミュニケーションについて講演会等を開催した。
 - ○親子関係づくり支援事業
 - ・「境港・ハッピー子育て応援団」 親子関係の確立や地域の中での子育てしやすい環境づくりを目的とした 学習会を開催した。
 - 〇命の大切さ伝え隊派遣事業
 - ・市内の保育所、幼稚園に通う園児(年長児)と保護者を対象に、助産師による命の成り立ちや大切さを伝える講演会を開催し、親子関係について考える機会を提供した。
 - ○家族のふれあい促進事業
 - ・保護者会、幼稚園、保育園(所)及び行政の三者が連携して「ノーテレビデー」に取組み親子のふれあいを促進した。
 - ○母子生活支援施設措置費
 - ・配偶者のない女子又は、DV 等これに準ずる事情にある女子及びその者 の監護すべき児童を施設に入所させ保護した。
 - ○短期入所生活援助(ショートステイ)事業
 - ・児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童福祉施設において 一定期間保護した。

委託施設:聖園天使園、聖園ベビーホーム

○夜間養護(トワイライトステイ)事業

・父親等の仕事が恒常的に夜間にわたるなどの児童を児童福祉施設において一定時間預かり、子育て支援を行った。

委託施設:聖園天使園、聖園ベビーホーム

- ○母子家庭高等技能訓練促進事業
 - ・母子家庭の母が看護士、保育士等の資格を取得するために訓練促進費等 を支給した。
- ○ひとり親家庭児童入学支度金交付事業
 - ・配偶者のない親が養育している児童の小・中学校入学支度金を助成する ことにより、ひとり親家庭の福祉向上を図った。

第3節 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進

- (1) 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
 - ○長寿者祝い事業
 - ・年度内満百歳の長寿者への記念品を贈呈した。
 - ○金婚・ダイヤモンド婚記念事業
 - ・婚姻 50 周年、60 周年に当たる高齢者夫婦に記念品等を贈り祝賀した。
 - ○老人クラブ助成事業
 - ・単位老人クラブ及び市連合会組織の運営を財政支援し、高齢者の社会 活動を促進した。
 - 〇高年齢者労働能力活用事業
 - ・高齢者の就業機会の増大と福祉の増進のため、境港市シルバー人材センターの運営費を補助した。
- (2)介護予防の充実
 - 〇日常生活用具給付事業
 - ・電磁調理器等の介護保険で対象とならない日常生活用具を給付し、 在宅要援護高齢者の生活を支援した。
 - ○高齢者鍼、灸、マッサージ施術費助成事業
 - ・市内在住の70歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯の者に対し、鍼、 灸、マッサージにかかった費用の一部を助成した。
 - ○家族介護教室
 - ・介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための介護教室を開催した。

委託先:地域包括支援センター

- ○介護予防筋力向上トレーニング事業
 - ・ストレッチングや専門の運動機器による筋カトレーニング等の運動指導 を通して、高齢者等ができるだけ介護状態にならないよう支援した。

委託先:社会福祉法人こうほうえん

(3) 生活支援サービスの推進

- ○高齢者住宅整備資金貸付事業
 - ・60歳以上の高齢者と同居する世帯に、高齢者のための増改築にかかる住宅整備資金を貸し付けた。
- ○生活支援ハウス運営事業
 - ・高齢等のため独立して生活することに不安のある独居高齢者等に対し、 安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援した。

委託先:社会福祉法人こうほうえん

- ○高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
 - ・高齢者の生活特性に配慮したシルバーハウジング(上道団地)に生活援助員を配置し、生活相談や緊急時の対応などのサービスを提供した。

委託先:社会福祉法人こうほうえん

- ○在宅介護支援センター運営事業
 - ・在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、介護保険対象外者に 対する介護予防、地域支え合い事業各種サービスの調整等を行った。

委託先:在宅介護支援センターさかい幸朋苑、

在宅介護支援センター済生会

- ○配食サービス事業
 - ・食事の調理が困難な独居高齢者等に対して、定期的に栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行った。

委託先: 社会福祉法人こうほうえん

- 〇軽度生活援助事業
 - ・自立した生活が継続できるよう、軽微な家の修理や除草など簡易な日常 生活上の援助を行った。

委託先:境港市シルバー人材センター

- ○自立支援ヘルパー派遣事業
 - ・要介護認定で自立と判定されても生活支援が必要な高齢者に対し、自立 支援ヘルパーを派遣して日常生活を支援した。

委託先:境港市社会福祉協議会

(4) 介護保険及び在宅福祉サービスの充実

- 〇介護保険事業
 - ・訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、短期入 所(ショートステイ)、介護保険施設入所サービスを提供し、福祉用具 貸与を行った。
- 〇生活管理指導短期宿泊事業
 - ・要介護認定において自立と判定された高齢者であっても、必要に応じ 短期入所(ショートステイ)サービスを提供した。

○家庭介護用品購入費助成事業

・在宅の寝たきりや認知症の高齢者を介護している市民税非課税世帯に対 して、紙おむつの購入費の一部を助成した。

第4節 障がいのある人が自立し社会参加ができる福祉社会の推進

○障がい者自立支援給付事業

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護給付費及び 就労移行支援費、グループホーム等の訓練給付費等を給付した。
- ・身体上の機能障がいを補うための補装具交付・修理費を給付した。
- ・身体障がい者の更生に必要であって、その障がいを除去または軽減 して職業能力を増進し、日常生活能力を回復させるため医療を給付した。

○身体障がい者自動車改造費助成事業

・身体障がい者が就職、自営等に必要な自動車を取得する場合に、自動車 改造費用の一部を助成した。

〇在宅障害者施設活用事業

・光洋の里において入浴サービスを受ける者に対して利用料金の一部を助成した。

〇心身障害者扶養共済掛金助成事業

- ・心身障がい者の保護者が加入する心身障害扶養共済の掛金の一部を助成 し、経済的負担の軽減を図った。
- ○障がい者通所施設交通費助成事業
 - ・市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、作業所等に通 所する者へ交通費の支援を行った。
- ○障がい児通園施設交通費助成事業
 - ・あかしや(米子市)に通園する児童の保護者へ交通費の支援を行った。

○障がい者地域活動支援センター事業

・事業所等で雇用されることが困難な在宅の障がいのある方を通所させ、 その能力に応じた作業訓練を行うことにより、心身障がい者の福祉の向 上及びその障がいのある方の家族の社会参加や相互の交流を促進するた めの拠点となる施設の運営補助を行った。

○障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業

- ・障がい者グループホームに夜間の世話人を配置している運営主体への助 成を行い、障がい者の地域生活を支援した。
- ○重度心身障がい児(者)福祉タクシー料金助成
 - ・身体障害者手帳 1 級及び 2 級又は療育手帳 A の所持者のうち、申請月の属する年の前年(申請月が 1 月から 6 月の場合には前ヶ年)の市民税の非課税の者にタクシー利用料金を助成し経済的負担の軽減を図った。

○障がい児通園施設利用者負担金軽減事業

・複数の子どもが、保育所と障がい児通園施設にそれぞれ通っている場合 に障がい児通園施設利用者の負担金を軽減し、障がい児の子育て支援を 行った。

〇障がい児(者)地域生活体験事業

・親と同居している障がい者が、親とはなれて宿泊体験をすることにより、 在宅障がい者の自活能力と自立意欲を高めてその自立を促進した。

〇施設入所障がい児(者)在宅生活支援事業

・施設入所している障がい児(者)が一次帰宅した際に、行動上著しい困難がある者への見守り支援、危険回避支援を行うことで帰省時の家族のサポートした。

○聴覚障がい者生活支援事業

・聴覚障がい者の日中活動の機会や集える場所を提供し、コミュニケーション手段の確保と各種情報を提供することにより、社会的孤立の解消及び健康管理の意識向上を図り、地域で安心して生活できるよう支援した。

○障がい者コミュニケーション支援事業

・障害者自立支援法に基づき手話通訳者の派遣を行った。

〇障がい児(者)のためのスポーツ教室開催事業

・自由に運動、スポーツを行う機会に制約のありがちな障がい児(者) のために、日中活動、運動療法として行うトランポリン教室、水泳教 室の運営を支援した。

〇ストマ用装具助成事業

・ストマ用装具の交付を受ける際の自己負担の一部を助成することによ り障がいのある人の経済的負担を軽減した。

〇地域生活支援事業

・障害者自立支援法に基づき地域生活支援を行った。 サービス類型:日常生活用具、移動支援、日中一時支援

○精神障がい者福祉事業

・精神障がい者の社会復帰促進のために、当事者同士の交流(ぼちぼちクラブ)や、生活のスキルアップを目的とした事業を開催した。

【医療・保健事業】

- 〇心のヘルスケア事業
 - ・登校拒否、アルコール依存症、認知症等心の病気で困っている人に対して、専門の医師、カウンセラーが相談に応じ、精神的健康の維持及び増進を図った。
- ○地域自殺対策緊急強化事業
 - ・自殺の大きな要因となっている「うつ病」の対策を中心に、啓発活動等 を行った。
- ○集団接種 ポリオ (急性灰白隨炎)、BCG
- ○個別接種 三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、二種混合、Hib、 小児肺炎球菌、子宮頸がん
- 〇インフルエンザ予防接種
 - ・65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある人を対象にインフルエンザ予防接種を実施し、発病予防や重症化防止を図った。また、生後6ヶ月~就学前の乳幼児のインフルエンザ予防接種に助成した。
- ○婦人の健康診査事業
 - ・健康診査の機会に恵まれない婦人を対象に、基本健康診査等を実施した。 対象者:18歳~39歳までの女性。
- ○特別医療助成事業

(県制度) 身体障がい者(身体障害者手帳 1、2級)

知的障がい者 (療育手帳A)

精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)

特定疾病患者(慢性心疾患、糖尿病 他)

ひとり親家庭

小児(中学校卒業まで)

(市単独分) 身体障がい者(身体障害者手帳3級)

知的障がい者(療育手帳B)

【健康增進事業】

- 〇健康教育事業
 - ・生活習慣病の予防、健康増進、食生活改善教育、歯の健康教育等に関す る講演会等を開催し、健康教育を推進した。
- ○健康相談事業
 - ・生活習慣病の予防等について対象者への相談に応じ、心身の健康に関し 必要な指導及び助言を行った。
- 〇健康診査事業
 - ・特定健康診査・長寿健康診査・一般健康診査
- ○健診結果相談会事業

・基本健康診査の結果で、食生活、運動、休養等の生活習慣を改善する必要が認められる者に対して、具体的な行動内容を支援する指導を行い、 疾病の発生を予防に努めた。

対象者:基本健診の結果が「要指導」となった人。

○各種がん検診等事業

- ・肝炎ウイルス検査(40歳以上の未受診者等対象)
- ・胃がん検診(40歳以上対象)・乳がん検診(30歳以上の女性対象)
- ・子宮がん検診(20歳以上の女性対象)
- ・結核、肺がん、大腸がん検診(40歳以上対象)

○特定保健指導事業

・特定健康診査受診者で、生活習慣病の予備群と判定された者に、保健指導を行った。

○訪問指導事業

・40歳以上で保健指導が必要と認められる人を訪問して、看護やリハビ リ等の指導を行った。

○若い世代の健康づくり事業

・健康診査の機会に恵まれない若い世代を対象に、健康診査等を実施した。 対象者=18歳~39歳まで

○栄養改善推進事業

・子どもクッキング教室、食生活改善推進員養成講座の開催などにより 適切な食生活の知識普及を図った。

○食生活改善地区組織活動事業

・食生活改善推進員による地区組織活動を通じて、市民が「自分の健康は 自分で守る」ことを認識するとともに、正しい食生活の普及を図った。

【低所得者支援】

- ○被保護者等に対する見舞金支給(夏季・冬季)
 - ・生活保護法の適用を受けている世帯及び重症心身障がい者(児)入所者 (児)に対して、夏期(8月)、冬期(12月)に見舞金を支給した。

〇生活保護生活資金貸付制度

・生活保護の新規申請者に対し、保護適用開始となるまでの短期間、生活 資金の貸付けを行った。(上限3万円、一回限り)

〇進級(就園) 準備金支給事業

・被保護世帯の児童等及び障がいをもつ児童等に対し就学(就園)を支援 するため、進級(就園)準備金を支給した。

○住宅手当緊急特別措置

・離職し、住宅を喪失している人に対し、住宅手当の支給を行った。

〇助産施設措置費

・生活困窮者に対し、出産費用を援助した。

第3章 <u>計画の基本的な考え方</u>

第3章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉の将来像

私たちの目指す地域福祉の将来像は、

"助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち"

とします。

2. 計画の基本理念

地域福祉とは、人権尊重を基本に誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくために必要不可欠なものです。

これまで福祉サービスは、特定の人のためのものというイメージを持っている人が多かったかもしれませんが、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりと、生活の中で何らかの手助けが必要になる時があります。

これらは従来、「地域で暮らす人びとの生活に必要な行政サービス」を適正な負担で公正に提供するという、行政の基本的役割の中で対応するものだとされてきました。

けれども、困っている一人ひとりの要望に対し、きめ細かな対応をしていくためには、行政などの公的な機関による施策やサービスだけでは充分に行き届かないため、それぞれの地域や個人の実情にあった「地域の力」を活用することが有効です。このため、きめ細かな対応を実現するには、地域住民、行政、関係機関、ボランティア、NPO、事業所などの協働による取り組みが不可欠となります。福祉とは「しあわせ」のこととも言え、地域福祉とは地域のしあわせをみんなで築いていくことを表しています。

この計画では、地域住民の主体的な地域づくりへの参画を通して、 一人ひとりが個人として自立し、選択を尊重しながら、互いにでき る範囲で支えあっていく体制を構築していくことを基本理念としま す。

3. 基本目標

<u>1. 地域での「つながり」を大切にするまちづくり</u>

地域で暮らしていくためには個人の自立とともに、地域の一員として、ともに支え合う意識をもち、地域を住みよいものにするために協力し合うことが大切です。そのためには、地域福祉に関する意識啓発や交流の促進を図ります。

<u> 2. 地域福祉をつくる人づくり</u>

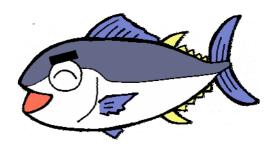
市民の生活課題に最も身近に対応できる単位として、自治会の活動が重要になります。活動が活発になれば、地域のつながりも深まり、活動の中で子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の交流が深まります。その中から新たな人材育成を進めます。

3. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

利用者が福祉サービスを選択し決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化しています。必要なサービス等に関する情報を適切に提供するとともに、誰もがいつでも利用できるようサービス情報を集約して相談窓口の充実に努めます。

4. すべての世代が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

だれもが健康・安全で快適に暮らしていけるよう、心と体の健康 推進事業に取り組みます。また、災害などの緊急時にも適切な避難 が行えるよう関係機関との連携により、防災・防犯体制の充実に努 めます。



第4章 *地域福祉計画*

第4章 地域福祉計画

1. 計画の体系

地域福祉の将来像

基本目標1

地域での「つながり」を大切にするまちづくり

- ①「顔の見える地域づくり」の推進
- ②「地域福祉活動」の推進

基本目標2

地域福祉をつくる人づくり

- ①「福祉意識」の向上
- ②福祉を担う人材の育成と発掘

基本目標3

安心してサービスを利用できる仕組みづくり

- ①「情報提供」の充実
- ②「総合的な相談体制」の充実
- ③「各種サービス」の充実

基本目標4

すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

- ①「健康づくり」の推進
- ②「安心・安全なまちづくり」の推進

助け合い支

い 支え合い 4

合い みんなが笑顔で暮らすまち

【基本目標1】

地域での「つながり」を大切にするまちづくり

〇まずは自分が住んでいる地域へ関心を持ち、地域で起こっていることに目を向けてみましょう。

【現状と課題】

高度成長期における工業化・都市化により地域の連帯感の希薄化が進み、また人々の移動性が高まり、個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の求心力が低下しています。

市民が主体的に福祉に参加することで、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割を持つことにより、一層豊かな生活に繋げていくことが課題と言えます。

福祉座談会でのアンケートにおいて「今後、境港市の地域福祉を考えたときに、重点を置いて取り組む必要があると思われるものは」との問いに対して、52%の方が「地域住民が顔見知りとなり、地域で支え合える関係づくり」を必要なものとして挙げています。

【施策の展開】

- ①「顔の見える地域づくり」の推進 地域内でのあいさつやひと声かけ運動や幅広い世代が交流 できる機会を増やし、「顔の見える地域づくり」を推進します。
- ②「地域福祉活動」の推進

地域コミュニティーを形成する自治会や社会福祉協議会、 高齢者クラブなどの活動を活性化させるとともに、日常的な ふれあいを育み、地域の連帯が深まるような地域福祉活動を 推進します。

(主な取り組み)

- ○「地域見守り支え合い体制」の構築
 - ・地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることがで きるよう、地域住民が日常生活の中で高齢者を支えるシステ ムの構築に取り組みます。

○「地域包括支援センター」の機能強化

・高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、医療・介護予防・住まい・生活支援サービスを包括的・継続的に提供する「地域包括ケア」の仕組みを機能させる必要があります。「地域包括ケア」の実現に向けた基盤や体制等の整備促進を図るために、地域包括ケアシステムの中核を担う「地域包括支援センター」の機能・運営の強化に取り組みます。

○「障がい者地域活動支援センター事業」の推進

・障がいのある人には地域生活における日中活動の場を確保することが、地域での自立した生活に向けての第一歩となることから、障がいのある人の地域交流や創作活動の場を提供します。

現在は、本市以外の近隣市でのサービス利用となっていますが、今後、ニーズの把握に努めながら、市内での事業実施の可能性を検討します。

○「地域子育て支援センター事業」の推進

・「子育て」に関する相談や地域の子育て関連の情報提供を行 うとともに、地域における「子育て」を通した交流の場を提 供します。

○「高齢者の生きがいづくり」の推進

・自立した生活を継続することができるよう、高齢者が参加するサークルやコミュニティー活動を支援し、社会参加の促進を通じた介護予防の推進、高齢者の生きがい・やりがいの増進を図ります。

【基本目標2】

地域福祉をつくる人づくり

〇身近な地域で安心して快適に住み続けるためには、お互いを思い やる気持ちが大切です。

【現状と課題】

地域は、そこで暮らす身近な人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの人たちが自分らしい生き方をしていく場です。歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることにもなります。地域の人々がお互いに思いやる気持ちをもって生活することが、思いやる気持ちを持つ人の自己実現につながるばかりでなく、支援を受ける人にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活を可能にするものです。

福祉座談会でのアンケートにおいては、「隣近所で困っている方がいた場合、あなたは、どの程度かかわれるか(手助けできるか)」の問いに対して、安否確認の声かけ」が9割、「話し相手」では8割近くの方が、「悩み事・心配事の相談」、「ちょっとした買い物」では7割の人が「かかわる事ができる」と答えたのに対し、「病気・けがの通院・看護」では半数以上の方が難しい(わからない)と回答しています。

また、「地域における身近な相談相手」については、身近な相談相手として「家族・親戚」を挙げる人が最も多く、次に「友人知人」、「近所の親しい人」の順となっています。

本市の場合、都会ほど地域の人間関係が希薄になっていないものの、病気やけがの際の通院・看病までは頼まれても関われない傾向が伺われます。

「地域ボランティアの活動に参加するとしたら、どういう事が必要だと思われますか」との問いに対しては「気軽に参加できる」を挙げる人が圧倒的に多く、ボランティア参加には雰囲気づくりの大切さが示されていると思われます。また、ボランティア活動の参加については9割近くの人が条件付きながら参加の意志を示されていますが、地域福祉の現場からは、ボランティア不足を指摘する声も多く、ボランティアの発掘・育成が今後の重要な課題と考えます。

【施策の展開】

①「福祉意識」の向上

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりの福祉に関する 意識向上と実践が必要です。そのために、福祉施設などとの日 常的な交流や福祉活動の情報提供により、交流活動等への参加 を促し、福祉意識の向上に努めます。

②福祉を担う人材育成と発掘

福祉活動を継続・発展させるため、ボランティア活動の後継者の育成や新たな人材発掘に努めます。また、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業、福祉教育を推進し、地域の人が主体的に参加できる場の充実に努めます。

(主な取り組み)

- ○「地域における子育て支援サービス」の充実
 - ・ファミリー・サポート・センター会員相互の育児に関する援助活動を支援し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- 〇「ボランティア活動」の普及
 - ・「市民総合ボランティアセンター」や「境港市社会福祉協議会福祉ボランティアセンター」と連携を図り、市民に対してボランティア活動の普及に努めるとともに、市民がボランティア活動に参加しやすい機会の充実を図ります。
- ○「高齢者の社会参加といきがいづくり」の推進
 - ・ボランティアで介護予防活動を行おうとする地域住民の活動 等の支援を行い、地域住民が主体的に参加できる場の充実を 図り、高齢者の社会参加を推進します。

【基本目標3】

安心してサービスを利用できる仕組みづくり

〇行政・事業所等でどのようなサービスがあるのか、誰でも公平 に利用できるように周知します。

【現状と課題】

地域で暮らす住民一人ひとりの不安や悩みなどは生活様式の変化に応じて、多様化・複雑化する中で、相談内容に応じて適切な助言や、サービスを受けることができるような相談体制の充実が求めれています。福祉座談会でのアンケートでは「知りたいと思う地域の福祉保健に関する情報」は、高齢化社会の進展を背景に、「高齢者のための情報」や「健康づくりの情報」が上位を占めています。

また「情報取得手段」としては、市報が圧倒的に多い反面、ホームページは極端に少ない結果となっており、アンケート回答者の8割近くが60歳以上の方である事を踏まえると、若い世代以外にはまだホームページは身近なものではないことが伺われます。

【施策の展開】

①「情報提供」の充実

講座や講演会、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を通し、保健・医療・福祉・子育てなどのサービスに関する情報提供を充実するとともに、だれもが等しく必要な情報を得られるように取り組みます。

②「総合的な相談体制」の充実

高齢者・子育て家庭・障がいのある人それぞれに相談窓口で対応し、相談内容に応じて関係各課との連携により、専門機関へつなぐなど、総合的な相談体制の充実に取り組みます。

民生児童委員と連絡を密にし、地域での相談には、迅速な対応に努めます

③「各種サービス」の充実

保健、医療、福祉、就労など高齢者や子育て家庭、障がいのある人の抱える様々なニーズに沿ったサービスの充実に努め、高齢者や子育て家庭、障がいのある人などが地域で安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。

(主な取組み)

○福祉サービスやイベントなどの情報発信

- ・高齢者福祉のワンストップサービスの拠点である「地域包括支援センター」の広報に努め、更なる周知を図ります。
- ・「子育て」に関するイベントや関係機関の紹介、子育て支援事業 についての広報を行い、情報提供の充実に努めます。

○相談体制の充実と権利擁護の推進

- ・障がいのある人の身近な場所に障がいに応じた相談員を配置し、 障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境の整備を進めま す。
- ・「成年後見サポートセンター運営事業」を推進し、高齢者や障がいのある人の権利擁護を推進します。
- ・さまざまな病気や障がいに対する正しい知識と理解が進むよう に啓発に努めます。



福祉保健に関わる相談体制

対 象	相談窓口
高齢者福祉全般(介護保険制度含む)	長寿社会課
児童福祉全般	子育て健康推進課
母子福祉全般	子育て健康推進課
障がい者福祉	福祉課
母子保健等	子育て健康推進課
生活困窮に関すること	福祉課、境港市社会福祉協議会
消費者行政に関すること	境港市消費生活相談室(市商工農政課内)
生活福祉資金貸付	境港市社会福祉協議会
配偶者からの暴力等	家庭児童相談室
児童虐待	家庭児童相談室
高齢者虐待	長寿社会課、地域包括支援センター
生活習慣病相談	子育て健康推進課
子育てカウンセリング	子育て健康推進課
乳幼児・妊産婦健康相談	子育て健康推進課
心の健康相談	子育て健康推進課
年金相談	市民課、米子年金事務所による出張相談
人権相談	ふれあい総合相談センター(老人福祉センター内)
心配ごと相談	ふれあい総合相談センター(老人福祉センター内)
法律相談	ふれあい総合相談センター(老人福祉センター内)
行政相談	ふれあい総合相談センター(老人福祉センター内)
家庭児童相談	家庭児童相談室(子育て健康推進課内)
子育て相談	地域子育て支援センター
認知症介護相談	地域包括支援センター
障がい者相談	障害者相談支援センター

【基本目標4】

すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

〇だれもが健康で安心して暮らすために、日頃からの健康・安全 への備えが必要です。

【現状と課題】

健康は、市民一人ひとりのこころ豊かで充実した人生の実現や、 活力ある社会を築く上で重要な基盤です。

しかしながら、近年、日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加し、医療費増加の原因ともなっています。

生活習慣病は一人ひとりが、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身につけることにより予防可能ですが、本市における特定健康診査の受診率はまだまだ低い状況にあるため、生活習慣病予防のための特定健康診査の受診率向上が必要です。

「うつ病」と診断された人は、厚生労働省の調査によれば、平成8年から平成17年の10年間に2倍に増加し、平成21年には100万人を超えたと報告されています。

本市においても、うつ病と診断される人は増加傾向にあり、また、自殺者数も平成20年をピークに若干減少しているものの、平成元年から平成5年までの5年間と、平成16年から平成20年までの5年間のそれぞれの自殺者数の計を比べると、約1.8倍に増加しています。

「うつ病」が増加した最も大きな要因は、社会の多様化に伴いあらゆる場面でストレスが増加し、うつ状態が増加する土壌ができているのではないかと推定されています。市民一人ひとりの心の健康を保つには、社会全体としての組織的な取り組みが必要です。

近年は、架空請求の鎮静化に伴い、消費生活の相談件数は横ばい傾向にありますが、お年寄りを狙った「振り込め詐欺」や悪質な「住宅リフォームの訪問販売」は後を絶ちません。お年寄りを消費生活のトラブルから守るための啓発活動や消費生活相談窓口の充実が必要です。

地震や津波などの大災害時には、消防や警察、自衛隊などの行政が行う救助・救援活動(公助)には限界があります。被害を少しでも少なくするためには自分の命は自分で守る(自助)、自分たちの地域は、地域住民、地区組織やボランティアなど地域で助け合う(互助・共助)ことが必要となります。

特に、高齢者・障がい者、子どもなど社会的弱者が被害を受けやすいと考えられることから、「境港市地域防災計画」や「境港市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域が一体となった救援・支援の対応が求められます。

福祉座談会でのアンケートにおいては「日頃、防災に関して配慮していることはどういうことですか」との問いに対して、約 20%の人しか「近所の援助者の把握」を挙げておらず、まだ互助・共助の意識は広まっていないと思われます。

【施策の展開】

①「健康づくり」の推進

自分の健康は自分で管理するという意識を啓発することで、 国保特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診等の受診率の 向上を図るとともに、健康づくりに関する講座・講演を実施し、 継続的に健康に対する意識向上を図ります。

心に悩みを抱えている人の相談体制を整え、関係機関への橋渡しを行うとともに、子どもの頃からの心の健康づくりに努めます。

②「安心・安全なまちづくり」の推進

だれもが、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

高齢者等が悪質商法や詐欺等に遭わないように悪質商法に関する情報提供の充実に努めるとともに、消費生活相談室等と連携して高齢者の消費生活トラブルの解消を図ります。

「境港市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域住 民と行政・関係機関が一体となり、災害時における要援護者の 支援体制の構築に取り組みます。

(主な取り組み)

○生活習慣病予防の推進

・特定健康診査、特定保健指導の広報に努め受診率等の向上を図 るとともに、食生活や運動習慣改善の取り組みを支援します。

○高齢者の健康づくりと介護予防の推進

・二次予防事業対象者把握事業等を実施し、高齢者が要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきした生活の継続を支援します。

○健康づくりのための研修会・教室等の開催

・心と身体の健康づくりのために必要な研修会等を開催し、市 民の健康に対する意識向上を図ります。

○ヘルスケア事業の推進

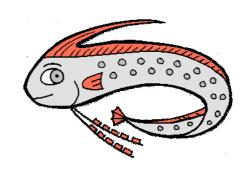
・「うつ病になりにくい心を育てる」という視点で心のヘルスケア事業を推進します。

○消費者行政の推進

・消費生活相談員のレベルアップを図るなど相談窓口の機能強化に取り組みます。

○災害時における要援護者避難体制の構築

・災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の 避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ、 要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所 等に避難させるか定めておくことが必要です。 このため、民生児童委員などの協力を得て「災害時要援護者 避難支援プラン個別計画」を作成します。



【参考】境港市災害時要援護者避難支援プラン全体計画(要約)

1. 基本的考え方(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)

自然災害や火災などの際に、避難に時間を要する高齢者等の災害時要援護者(以下「要援護者」という。)にあらかじめ気象予報・警報や洪水予報などの災害情報の伝達体制を整え、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、要援護者の災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難 所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、 要援護者マップ等を作成するなど、日ごろから所在地や在宅の状況の把握に努め、 災害発生時には適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要援護者の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2. 避難支援プランの対象者の考え方(範囲)

次に掲げる在宅者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供すること に同意した者とする。

- (1) 高齢者(65歳以上の単身世帯及び80歳以上のみで構成される世帯の者)
- (2) 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の各1級・2級)
- (3) 要介護者(介護保険の介護度3以上)
- (4) その他、自力歩行困難など(1) から(3) と同様な状態と認められる者

3. 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での 生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が 必要である。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当 部局及び福祉保健担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ④ 民生児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する

<関係機関共有方式>

市は、福祉保健担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する上記の情報について、境港市個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生児童委員等に対して、当該情報の提供を行うものとする。

なお、災害時要援護者リストの整備や避難支援プラン(個別計画)の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の 提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図 る。

<同意方式>

自主防災組織、民生児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要援 護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

4. 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得ながら、避難支援プラン (個別計画)の作成を推進する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は民生 児童委員、自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関す る基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、これら関係者が中心とな って、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達 方法等について具体的に話し合いながら、作成する。

なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生児童委員などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び市の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、要援

護者の個人情報が多く含まれている。

個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

ア 個別計画の管理は次のとおりとする。

- ① 高齢者及び要介護者については長寿社会課長が、身体障がい者については福祉課長が、それぞれ保管し、その写しを自治防災課長が保管する。
- ② 民生児童委員、自治会長、市消防団分団長、自主防災組織及び地区社会福祉協議会の役員は、個別計画のうち、担当する地区の写しを保管する。
- ③ 境港警察署長・境港消防署長・市消防団長は、要援護者リストの写しを 保管する。
- ④ 要援護者本人は、自己に係る個別計画の写しを保管する。
- ⑤ 避難支援者は、担当する要援護者本人から、本人に係る個別計画の写し の提供を受け、それを保管する。

5. 要援護者への主な情報伝達体制・手段

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から各自治会長等を通じて災害時要援護者及び 避難支援者等への直接伝達する。

この際、自主防災組織、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

【避難準備情報 発令時の状況】

災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況。

2. 情報伝達手段

災害時の情報等については、市は多様な手段を講じて伝達する。

- ・防災行政無線による放送、メールによる配信 ・広報車両等による広報
- ・放送事業者への情報提供による放送 ・市ホームページへの掲載

災害時要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合がある ことや視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段等を考慮する必要がある。

3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者等に対する情報伝達については、市に設置された災害対策本部 民生対策部が行う。

6. 避難誘導及び避難所における支援

1. 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、 消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

2. 避難所における支援対策

畳部屋、冷暖房設備、障害者用トイレ、スロープ等が整備された公民館等の施設を、災害時要援護者の優先的避難所とするが、避難者が多数でこれらの施設に入所できない場合は、設備の整っていない避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

避難所では、災害時要援護者の要望を把握するため、自治会等の協力を得つつ、 災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握 するため、女性も配置するなどの配慮を行う。さらに、避難所における情報提供 は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する 伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

7. 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼 関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だ けでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが 重要である。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、 災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制 の充実を図る。避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要 援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策 の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、「総合防災訓練」などの訓練において、災害時要援護者に対する情報 伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

第5章 <u>計画を推進していくために</u>

第5章 計画を推進していくために

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。そ してだれもが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるためには、行政の取り組みに加えて、互いに支え合って安心した生活を送ることができるよう市民・事業者・ボランティア・NPO等の協働が不可欠となります。

計画を推進していくためには、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を進めることが重要です。

○地域福祉ネットワークの充実

地域福祉の推進には住民の参画と実践が不可欠ですが、同じ地域で、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス事業者等が活動しています。

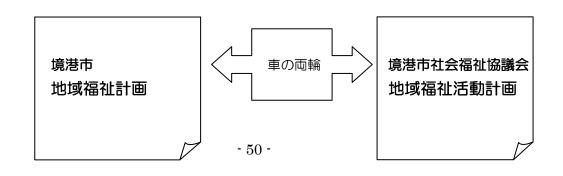
地域における様々な福祉ニーズに応え、地域福祉を推進するには、同じ地域で活動する、住民団体や組織が連携し、それぞれが役割を分担することが重要です。

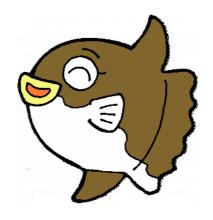
このため、福祉の連携、協働を進めるネットワークの充実に努めます。

2. 地域福祉活動計画との連携・協働

境港市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民・地域において社会福祉に関する活動を行うものと社会福祉を目的とする事業を経営するものが相互協力して、地域福祉を推進するために策定された行動計画です。

この計画は地域福祉推進の中心的な役割を担うもので、住民やボランティア団体等の自主的・自発的な福祉活動を促進するものです。この計画と連携・協働して本計画を推進していきます。





平成24年7月 鳥取県境港市福祉保健部福祉課

TEL 0859 (47) 1044 FAX 0859 (42) 5987

E-mail:fukushi@city.sakaiminato.lg.jp